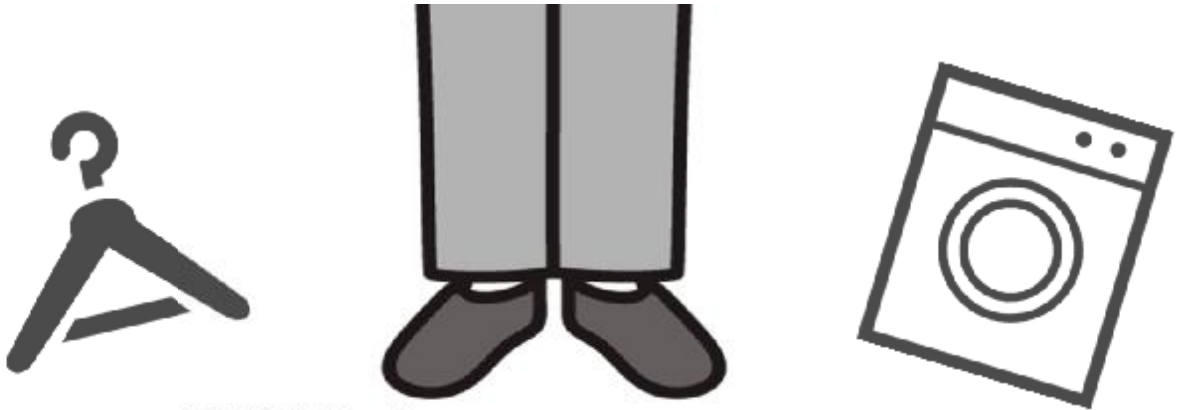




クリーニング師研修

繊維や衣類、クリーニングの
スペシャリストであり続けるために



クリーニング師研修とは

- Ⅰ クリーニング師は、クリーニング師の資質の向上を図るため、定期的に研修を受けることが義務付けられています。

いつ受けるの？

- Ⅰ クリーニング師として働き始めて1年以内に1回受講しましょう。
- Ⅰ その後3年に1回[※]受講しましょう。(※3年を超えない期間ごとに1回)

どんな研修？

では、裏面を見てみましょう➡

大阪府のクリーニング師研修のご案内

研修内容

- 問題の発生原因やトラブル防止について
- 注意したい素材の事故防止策やウエットクリーニング、ドライクリーニングについて
- クリーニング業における感染症対策について
- 衛生法規および公衆衛生について etc

実施機関

※大阪府が指定した研修の令和5年度実施機関

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

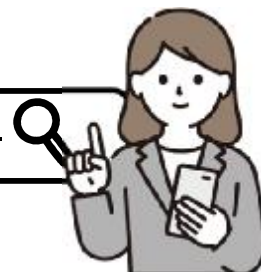
<所在地> 大阪府中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル8階

<電話番号> **06-6943-5603**

実施時期

7月頃に実施機関のホームページで日程を案内

大阪府 営業指導センター



受講料

5,000円

従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は、速やかに届け出をしましょう



大阪府

健康医療部生活衛生室環境衛生課生活衛生グループ

〒540-0008 大阪府中央区大手前3丁目2-12別館2階

TEL:06(6944)9910

令和5年6月作成